青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務
公募型プロポーザル公告

令和８年 11 月９日

青森県知事　宮下　宗一郎

１　業務概要

（１）業務名

青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務

（２）業務内容

「青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務要求水準書」のとおり。

（３）履行期限

令和９年 12 月 31 日

※契約の時期及び各業務の履行期限は、最優秀者の選定後、協議の上決定する。

（４）提案の上限金額

1,050,996,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち、実施設計業務及び内装施工業務の合計額の目安は、金 303,876,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加者資格要件

下記の要件を全て満たすことを条件とする。

（１）基本的要件

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和 39 年３月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定により一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、知事の確認を受けた者を除く。）でないこと。

エ　県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

カ　参加表明書の提出期限の日から受注候補者の決定の日までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成２年６月 28 日付け青監第 633 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（２）業務に関する要件

ア　青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年２月青森県

規則第６号）第７条第１項に規定する有資格建設関連業者名簿の建築関係建設コンサルタント業務「建築一般（建築)」及び「意匠（建築)」に登録されている者（企画提案書等の提出期限までに登録を受ける見込みの者を含む。）であること。

イ　青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号）第８条第１項に規定する有資格建設関連業者名簿の「内装仕上工事」に登録されている者（企画提案書等の提出期限までに登録を受ける見込みの者を含む。）であること。

ウ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の３第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

エ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による内装仕上工事業の特定建設業の許可を受けていること。

オ　次に掲げる技術者を配置できること。

（ア）　管理技術者（実施設計業務の技術上の管理を行う者）　一級建築士の資格を有する者

（イ）　監理技術者（施工業務の技術上の管理を行う者）　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、建設業法の規定に基づき専任で配置できる者

カ　平成 28 年度以降に、国若しくは地方公共団体が発注したアンテナショップ又は物産販売施設に係る設計業務及び内装仕上工事を、元請として受注し履行を完了した実績を有すること。

（３）コンソーシアムで参加する場合の要件

コンソーシアムで参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア　構成員の全てが、（１）の基本的要件を満たすこと。

イ　（２）の業務に関する要件は、コンソーシアム全体で満たせばよいものとする。この場合において、（２）ア、ウ、オ（ア）及びカのうち設計業務の実績は設計を担当する構成員が、（２）イ、エ、オ（イ）及びカのうち内装仕上工事の実績は施工を担当する構成員が、それぞれ満たすこと。

ウ　構成員の中から代表法人を定め、代表法人が参加手続を行うこと。

エ　構成員は、本業務の履行に関して連帯して責任を負う旨の協定を締結し、代表法人に対し、参加申請、提案及び契約締結等に関する権限を委任すること。

オ　単独で参加する者及びコンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。

カ　参加表明書の提出後は、代表法人及び構成員の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情があると県が認める場合は、この限りでない。

キ　再委託先又は下請負人として本業務に協力する者（以下「協力会社」という。）は構成員に含めない。協力会社は、他の参加者の協力会社となることを妨げない。

３　手続等

（１）担当部署

〒030-8570　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県観光交流推進部　県産品販売・輸出促進課　販売戦略推進グループ

担当　工藤、藤島

電話　017-734-9571

電子メール　kensanhin@pref.aomori.lg.jp

（２）参加申込書等の提出

ア　提出書類

No.	書類名	様式
1	参加表明書	様式第１号
2	誓約書	様式第２号
3	業務実績調書（実績を証する契約書の写し等を添付）	様式第３号
4	配置予定技術者調書（資格者証の写しを添付）	様式第５号
5	一級建築士事務所登録証明書及び建設業許可通知書の写し	任意
6	コンソーシアム構成表（コンソーシアムの場合のみ）	様式第９号
7	コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムの場合のみ）	任意
8	委任状（コンソーシアムの場合のみ）	様式第10号

イ　提出先

３（１）と同じ

ウ　提出方法

電子メールとする。なお、提出後、（１）担当部署に電話で受信確認を行うものとする。

エ　提出期限

令和８年11月20日（金）午後４時まで

（３）質問の受付

ア　提出書類

質問書（様式第６号）

イ　提出先

３（１）と同じ

ウ　提出方法

電子メールとする。

エ　提出期限

令和８年11月17日（火）午後４時まで

オ　回答方法

質問に対する回答等は、令和８年11月19日（木）までに参加者全員に電子メールで回答する。

（４）企画提案書の提出

ア　提出書類

（ア）企画提案書

Ａ４（日本産業規格）12枚までとし、本文のフォントサイズは原則12pt以上とする。

（イ）積算内訳書

参考として本業務に関する経費見積書（様式 12 号）及び経費見積内訳書（様式 13 号）を提出すること。

（ウ）提出部数

No.	書類名	様式	部数
1	企画提案書提出書	様式第 11 号	正本 1 部
2	企画提案書	任意（A４）	正本 1 部、副本 10 部
3	経費見積書	様式第 12 号	正本 1 部
4	経費見積内訳書（積算根拠を含む。）	様式第 13 号ほか任意	正本 1 部、副本 10 部
5	上記２から４までの電子データ（PDF）	ＣＤ－Ｒ等	１枚

（エ）提出先

３（１）と同じ

（オ）提出方法

持参又は郵送とする。

（カ）提出期限

令和８年 12 月 8 日（火）午後４時

４　その他

（１）詳細は、青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務公募型プロポーザル実施要領による。

（２）参加申込書を提出しない者は、企画提案書等を提出することができない。

（３）企画提案書等の審査は、対面プレゼンテーション及び質疑応答により行う。

（４）本業務は、県予算に係る県議会の議決を前提として実施するものである。予算が成立しない場合又は減額された場合は、事業内容を変更し、又は本プロポーザルを中止し、契約を締結しないことがある。

（５）「実施設計業務及び内装施工業務」と「演出施工業務」とを別に契約する場合がある。この場合においても、契約の相手方は同一の者とすることを前提とし、演出施工業務は、実施設計の成果を踏まえて工事内容、工事費、工期その他の契約条件を確定した上で契約する。

（６）議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、受注候補者の決定又は仮契約の締結をもって契約の成立を保証するものではなく、議会の議決が得られない場合は契約を締結しない。

（７）前２項の場合その他社会経済情勢の変化、不可抗力等により本業務を変更し、又は中止したときは、参加者が本プロポーザルへの参加に要した費用その他の損害について、県は補償又は賠償の責を負わない。

（８）参加者は、本プロポーザルを通じて得た情報（公知のもの及び第三者から適法に取得したものを除く。）を第三者に開示し、又は本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。